

# 会 議 録

令和5年度		日時	令和6年1月9日(火) 14時～16時
第2回 焼津市子ども・子育て会議		場所	焼津市役所本庁舎会議室1A
議 題	(1) 焼津市こども計画の策定について (2) アンケート調査について (3) 私立幼稚園の新制度移行に係る利用定員の設定について		
出席者 29人	(委員等氏名)	(所属団体名・役職等)	
	永田 恵実子 稲森 和子 村松 幹子 今村 均 三藤 宏 池ヶ谷 智子 大友 義昭 長谷川 雄亮 菅野 秀典 高橋 智子 吉田 公輔 鈴木 泉	静岡福祉大学 子ども学科 保育・教育実習センター長 教授 元小学校長 焼津市保育園協会 会長 焼津市私立幼稚園協会 会長 社会福祉法人焼津市社会福祉協議会 大井川支所 主幹 子育て支援センターとまとびあ 支援員 焼津市保育園保護者会連合会 会長 焼津市公立幼稚園PTA 代表会長 焼津市PTA連絡協議会 会長 放課後児童クラブあそび塾 保護者代表 焼津商工会議所 青年部 焼津市立大井川西小学校 校長 (焼津市立焼津東小学校 校長 小林香代子委員代理)	
	(事務局氏名)	(所属・職名)	
	杉山 佳丈 岡村 昇 村松 久美 小長谷 邦博 友田 秀樹 朝倉 満 浦崎 有美 村松 眞智子 平岡 雅子 武藤 裕子 尾村 哲哉 石川 真規 八木 彩子 奥川 由加子 青島 庸行 植村 和広 山梨 のぞみ	こども未来部 部長 こども未来部 次長 兼 こども相談センター所長 こども未来部 子育て支援課 課長 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主幹 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主査 こども未来部 こども相談センター こども家庭相談担当 係長 こども未来部 こども相談センター こども家庭相談担当 主任主査 こども未来部 こども相談センター 発達支援担当 係長 こども未来部 保育・幼稚園課 課長 こども未来部 保育幼稚園課 主席指導主事 こども未来部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園担当 係長 こども未来部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園担当 主任主査 健康福祉部 健康づくり課 課長 健康福祉部 健康づくり課 母子保健担当 主査 学校福祉部 家庭支援課 課長 学校福祉部 家庭支援課 放課後支援担当 係長 学校福祉部 子ども支援課 青少年教育相談センター 所長	
欠席者 3人	亀山 貴弘 岩寄 豪人 飯妻 宏典	焼津市私立幼稚園PTA連絡協議会 会長 志太地区労働者福祉協議会 副会長 焼津公共職業安定所 所長	

- 1 開会
- 2 こども未来部長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 議題
  - (1) 焼津市こども計画の策定について
  - (2) アンケート調査について
  - (3) 私立幼稚園の新制度移行に係る利用定員の設定について

※以下、「( )」内は、記録者による補筆。

**【議長】**

本日の案件は3件です。まず、議題1「焼津市こども計画の策定について」です。質疑応答、御意見等は、最後にお受けさせていただきます。事務局、お願いします。

**【事務局】**

－ 資料1及び資料2に基づき説明 －

**【議長】**

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がありましたらお願いします。

**【委員】**

骨組みの説明でしたので、こども大綱を焼津市としてどのように読み込んで、それを計画の中に投影していくのかということに関しては、ちょっと読みにくいところがあるかなと思います。こども大綱が出たばかり（令和5年12月22日閣議決定、同日公表）ですので、それをどう市民にどう周知していくかということも求められるでしょうし、それによってこの施策が打ち出されているということを説明していく責任は問われるかなと思います。

また、こどもの意見の反映について、こどもが尊重された施策にしていくために様々な取組をされるということになっております。こども権利条約と結び付いた取組であるということも、私たち委員自身が認識をしておかなければならないと思います。

資料として説明される際には、関係法令等が網羅されて出てくると、どう繋がって施策が決まっていくのかということも分かりやすくなるかと思いました。

**【事務局 こども未来部】**

御意見ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、こども大綱が出たばかりですので、市としてもこども大綱を読み込んだ上で、どのように計画に反映していくのか、来年度の子ども・子育て会議で詳しく御説明し、議論をお願いしたいと思っております。

また、こどもの意見反映についても、丁寧にやっていきたいと考えております。できるだけ多くの子ども・若者から意見を吸い上げるためにはどのようにしたら良いか、国における議論も踏まえ、実効性のある計画にしていきたいと考えております。

**【議長】**

ありがとうございました。続いて、議題2「アンケート調査について」です。事務局、お願いします。

**【事務局 子育て支援課】**

－ 資料3～資料7に基づき説明 －

**【議長】**

事務局の説明が終わりました。皆さんに御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**【委員】**

小学生は一人一台タブレット端末があるので、それを活用して保護者にアンケートを取った方がより多く意見が聞けるのではないかと思いました。

**【事務局 子育て支援課】**

御意見ありがとうございます。資料5と資料6の保護者へのアンケートについては無作為抽出で郵送し、調査をさせていただきます。前回、半数が回答していただいております、（回答率向上のため）今回はQRコードを用意し、インターネットでの回答もできるようにしました。

なお、資料7の調査は、若者がターゲットでございますので、インターネット回答のみとしておりますが、希望される方には回答用紙をお送りする形を考えております。

**【委員】**

こども・若者への調査について、対象の若者が40歳未満と、幅広く捉えていくということですね。

中学生や高校生くらいまでは相談機関が多くても、学校を卒業すると、相談機関がなかなか無いと感じますので、卒業後の支援があると良いと思いました。

**【事務局 子育て支援課】**

こども基本法に基づき、切れ目ない支援ということで、18歳で支援が途切れることのないよう、幅広い年齢層を対象に、国も調査をしておりますので、市でも同じ年齢層を対象に調査するものになります（「こども」はこども基本法において「心身の発達の過程にある者」と定義されている。「若者」は法令上の定義はないが、子供・若者育成支援推進大綱においておおむね18歳からおおむね30歳未満、施策によって40歳未満の者と定義されている。）。

**【委員】**

晩婚化が進んでいるということで、30歳後半の方まで支援の対象として調査されるということで、よい取組であると思いました。

**【委員】**

こども・若者アンケートにヤングケアラーの項目がありますが、私のイメージですと親の介護を行うヤングケアラーの方は少ないかと思います。今回の無作為抽出の調査結果だとヤングケアラーに当てはまる方の数がすごく少なくて分析ができるのか疑問に思いました。

**【事務局 子育て支援課】**

こども・若者アンケートですが、国の実施した調査ですと40%の回答率となっておりますので、それなりの集計結果が出るのではないかと考えております。

**【議長】**

障害児や小さい弟・妹の日常的な世話をする子もヤングケアラーですので、15歳くらいから入ってくるかなと思います。

**【委員】**

ニーズ調査についてですが、最初の1期計画策定時には、このアンケート調査をするのが第一の仕事だったと認識しております。それから時期が経ち、現在は実態を把握するための調査と思います。これまでも今回も国の指針に基づいた調査ということですが、調査結果と実態とに乖離が生じないといいなと思っています。例えば、放課後児童クラブを利用したいという方が調査結果では多く出て、実際はそうでもなかったとか。調査時に答えた数字と今現在は違うということも多々あって、それをどう計画に落とし込んでいくかは難しいことかなと思います。

次期計画は令和7年度からのもので、「こども誰でも通園制度」が令和7年度から実施になるようですが、どれくらいの利用意向があるか、今回の調査には入っていなかったの、これは別途調査をかけるのかお聞きしたいです。一時預かりは保護者が主人公であって、「こども誰でも通園制度」は子どもが主人公です。この需要の見込みは非常に難しいところがあるかなと思いますが、方向性の違いを計画に取り込めればと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**【事務局 子育て支援課】**

乖離についてですが、1期・2期計画でも、アンケート結果とずれていたところはありまして、中間年の見直しで修正をしております。3期計画での見込みに当たっては、アンケート結果をそのまま使うということではなく、現実に応じた形で計画を策定していくこととなります。

「こども誰でも通園制度」の利用意向について、今回の調査票案に入っておりませんが、参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。(今後、こども家庭庁からの通知に基づき必要量推計を実施するため、今回のニーズ調査には含めないこととした。)

**【委員】**

アンケート調査の回答見込みはどの程度でしょうか。

**【事務局 子育て支援課】**

ニーズ調査に関しては前回は51%でしたので、(インターネット回答方法の追加による回答利便性向上のため)60%を見込んでいます。

**【委員】**

アンケートの実施は良いのかなと思う一方、利用意向が多かったときに負担がかかるのは現場の保育士等であると思いますが、現場で対応する方の意見も聞く必要があるのではないのでしょうか。

**【事務局 子育て支援課】**

御意見ありがとうございます。日々の業務の中でも、現場で御活躍されている皆さんから御意見をいただきながら、新しい施策を考えたりしているところでございます。全ての業界で人材不足の状況ですので、着実にできるところをやっていくしかないかなと思っております。実際にやっていくに当たっては、十分現場の皆様の御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

**【委員】**

やはりできることとできないことがあるというのが現場の実態です。

こども基本法ができて国は「こども真ん中」と言っておりますが、実際は「保護者真ん中」なので、矛盾を感じております。例えば、病児・病後児保育を国が充実させると言っていますが、子どもの目線は全く忘れられていて保護者だけの目線です。病児保育がなくても親が子をお迎えに来て一緒にいることが一番だと思っております。

ニーズ調査をすることによって、やってほしいという意見がたくさん出てくるかもしれないけど、「焼津市としてはここには力を入れるけどここはやらないよ、家族で考えて」というメッセージを出すということもしていく必要があるのではないかと思います。

今後、人口減少社会の中で、幼稚園・保育園も多機能化をしていかなければならない時代が来ると思います。できることはやっていきたいです。

**【委員】**

小学校・中学校にいる間は、すごく守られていると思っております。高校生になると変わってくるというところで、今回実施するこども・若者アンケートは実態調査ということで、もう一つ先の調査が必要になるのではないかと感じております。

また、「こども真ん中」の実現のために実施するものであるという説明があると変わってくるかなと思いました。

**【事務局 子育て支援課】**

今回の実態調査を踏まえて、また子ども・子育て会議において御意見をいただきながら、細かいところについて考えていきたいと思っております。(今回のアンケート結果や来年度の子ども・子育て会議での意見など踏まえ、フォーカス・グループ・インタビューのほか、効果的な意見反映の取組を検討する。)

**【委員】**

アンケート調査が目的ではないので、統計的にどのように使っていくか、本来の目的を明確にしてやるべきだと思います。

無作為抽出で意見を聞くのも大事だと思いますが、幼稚園・小学校・中学校には家庭教育委員があります。そういった方々から現場の意見を聞くのも大切ではないかと思います。

**【委員】**

子どもが体調を崩したときに迎えに来るよう連絡があるのですが、仕事をしているとすぐに行くのが難しいこともあります。私の子が通う園だけかもしれませんが、小学校の保健室で一時的に見てくれるのですが、他の方はそういった環境ではないかなと思いますので、そのような場合のケアだとか、このアンケートで意見を聞いていただければと思います。

**【事務局 子育て支援課】**

色々御意見いただきましてありがとうございます。ニーズ調査ですが、資料に書いてございますとおり、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需要量推計が第一の目的であります。それをもって利用意向を把握し、今後の取組の方向性や施策の検討を目的にしているものですので、アンケート結果に基づいて、委員の皆様がおっしゃるとおり分析をまいります。

**【議長】**

ありがとうございました。今回の御意見を踏まえ、事務局にはアンケート調査票を修正いただきます。調査実施までの調整期間が短期間ですので、今後の修正に関しましては、会長の私と事務局に一任させていただければと思いますので、御了承をお願いいたします。

続いて、議題3「私立幼稚園の新制度移行に係る利用定員の設定について」です。事務局、お願いします。

**【事務局 保育・幼稚園課】**

ー 資料3～資料7に基づき説明 ー

**【議長】**

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がありましたらお願いします。

**【委員】**

元の認可定員が西町幼稚園 285 人、新屋幼稚園 180 人に対し、今回設定する利用定員が西町幼稚園 200 人、新屋幼稚園 45 人ということですが、需要に対し焼津市内の幼稚園として受け入れは可能でしょうか。

**【事務局 保育・幼稚園課】**

両園は、子ども・子育て支援事業計画における設定区域としては北部地域に該当します。この区域内において利用の提供が可能である範囲での設定であると想定しております。

す。

**【委員】**

かなり大幅な定員減ですので、実際のところ大丈夫なのか懸念しますがどうですか。

**【事務局 保育・幼稚園課】**

今後の利用希望者の変動については、市の児童数やその園の在籍園児数の推移を勘案しているところです。また、公立・私立を問わず、保育の方の希望割合が増えている状況もあるため、今回設定する人数を超えることはないと思いますので、区域としても問題ないと考えます。

**【委員】**

議論されている内容と背景がよく分からないのですが、教えてください。

**【委員】**

新制度（平成24年8月に成立し子ども・子育て関連3法に基づき平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」に基づく園の運営方法。）に移行していない私学助成の園であれば、それぞれの園で自由に定員を決められるが、新制度に移行し公費による給付対象園になるためには、市としての受け入れ態勢を踏まえ、その園の利用定員の設定を市が認めるという形になります。その認可に当たり、この会議で意見を聞くということですよ。

**【事務局 保育・幼稚園課】**

幼稚園は、県から私学としての助成を受けて運営する方法（新制度に基づかない従来の私学助成園）と、年齢別・施設の規模別に定員を定めて公費である施設型給付費を受け取って運営をしていく方法（新制度移行園）があります。今回の2園は、これまで私学助成として運営してきましたが、新制度に移行したいと申出がありました。この申出に基づき、市は確認作業を行うことになっており、この確認は、子ども・子育て会議で意見を聴取した上で決めることとなっています。市としては、園から提示された定員にしても、区域として需要量が供給量を超えることはないと判断したため、認めたいというところです。

**【委員】**

園の方から数字を示してきたということですので、私たちとしては認めざるを得ないと思います。

**【議長】**

ありがとうございました。事務局には、皆様からいただいた御意見を参考に、今後の事務を進めていただきますよう、お願いいたします。

それでは、本日の議事は以上です。委員の皆様、会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。